

# 第1編 計画策定に当たって

# 第1章 計画策定の趣旨

## 【1】 目的と背景

### 1 計画策定の目的

第3次新座市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法\*」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本市における今後の一般廃棄物\*処理の長期的・総合的な計画を定めるものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画\*」という。)を定めなければならない。

### 2 計画策定の背景

本市は、平成15年3月に「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、平成24年3月に、基本理念「市民・事業者・市が協働し、全国一ごみの少ないまちを目指す」ことを掲げ、令和3年度までの10年間を計画期間とする「第2次新座市一般廃棄物処理基本計画」(以下「第2次計画」という)を策定しました。

これにより、新座市とリネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定により、使用済小型電子機器の宅配回収の実施、ごみ分別アプリの配信、フードドライブ\*の実施などの取組を行ったほか、市民、事業者との協働により、ごみの排出量の削減やリサイクル\*率の向上に取り組んできました。

その結果、第2次計画において、ごみ減量化\*の本市の計画目標として定めた3つの数値目標のうち、「市民1人1日当たりのごみ排出量(総計)」、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ\*排出量」を達成することができましたが、「事業系ごみ\*排出量」については、未達成となっています。

一方、本市の現在の人口は、第2次計画の目標年次である令和3年度の推計人口に対し、約1,000人上回っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務等の増加など、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

このように社会状況が変化する中で、循環型社会\*を実現するためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

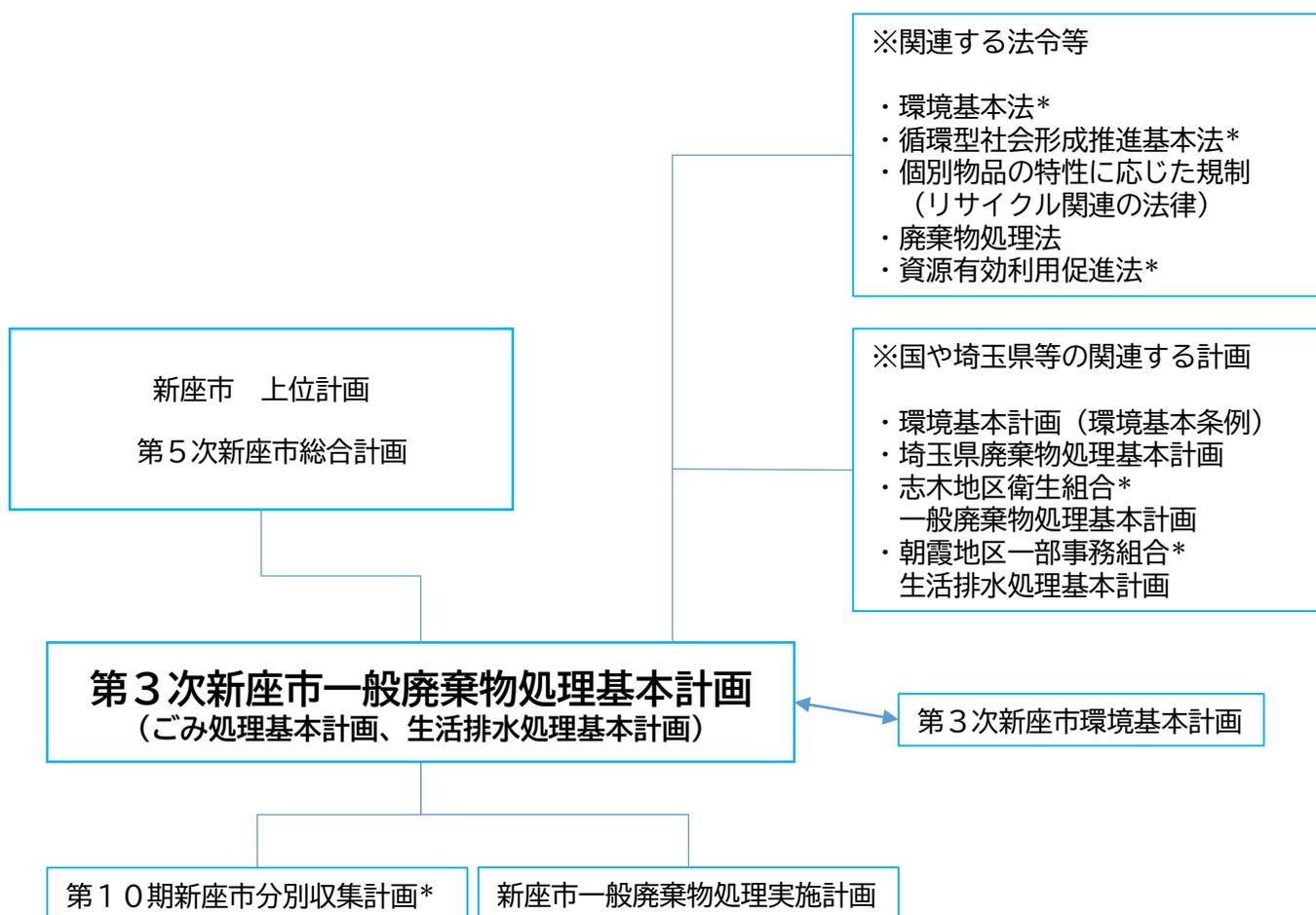
そこで、第2次計画の評価や将来予測に基づく課題を踏まえ、本計画を策定しました。

## 【2】 他の法令及び計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である第5次新座市総合計画\*を踏まえて、今後の循環型社会の実現に向けた廃棄物行政の方向性について示すもので、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

本計画を作成するに当たり、第3次新座市環境基本計画\*のほか、国や埼玉県等の計画と整合性を図りました。

なお、本計画の実施のために必要な事業については、毎年度策定する新座市一般廃棄物処理実施計画\*において定めることとします。

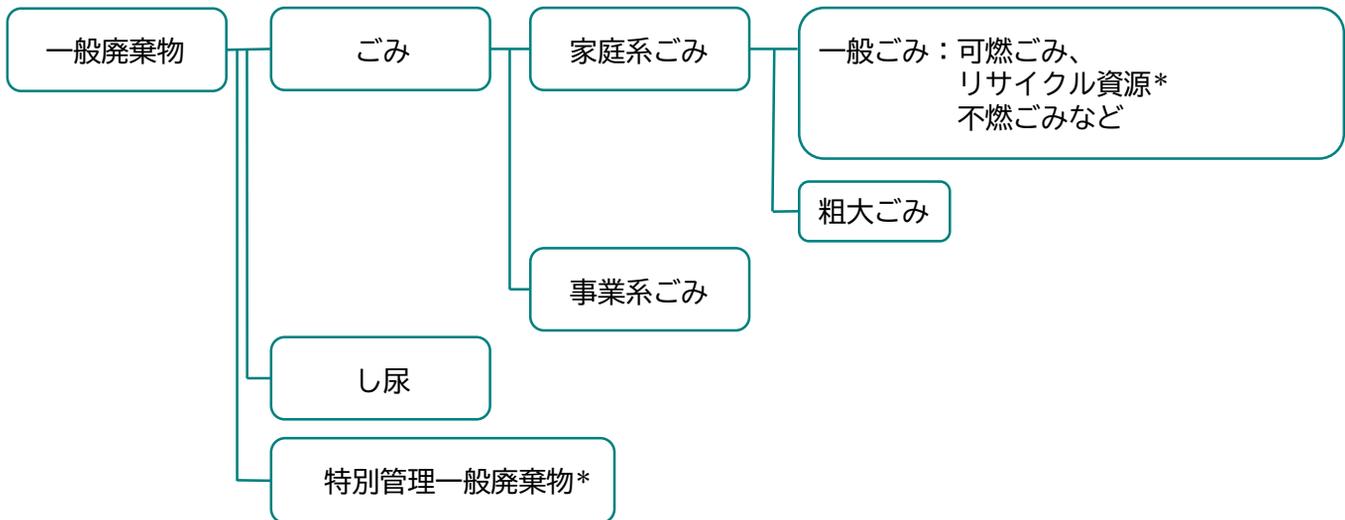


## 【3】 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

## 【4】 計画の対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、次のとおりです。



## 【5】 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度、令和14年度を目標年度とする10年間を計画期間とし、一般廃棄物処理の基本方針について策定するもので、社会情勢や計画の進捗状況により見直しを行います。

## 第2章 新座市の概要

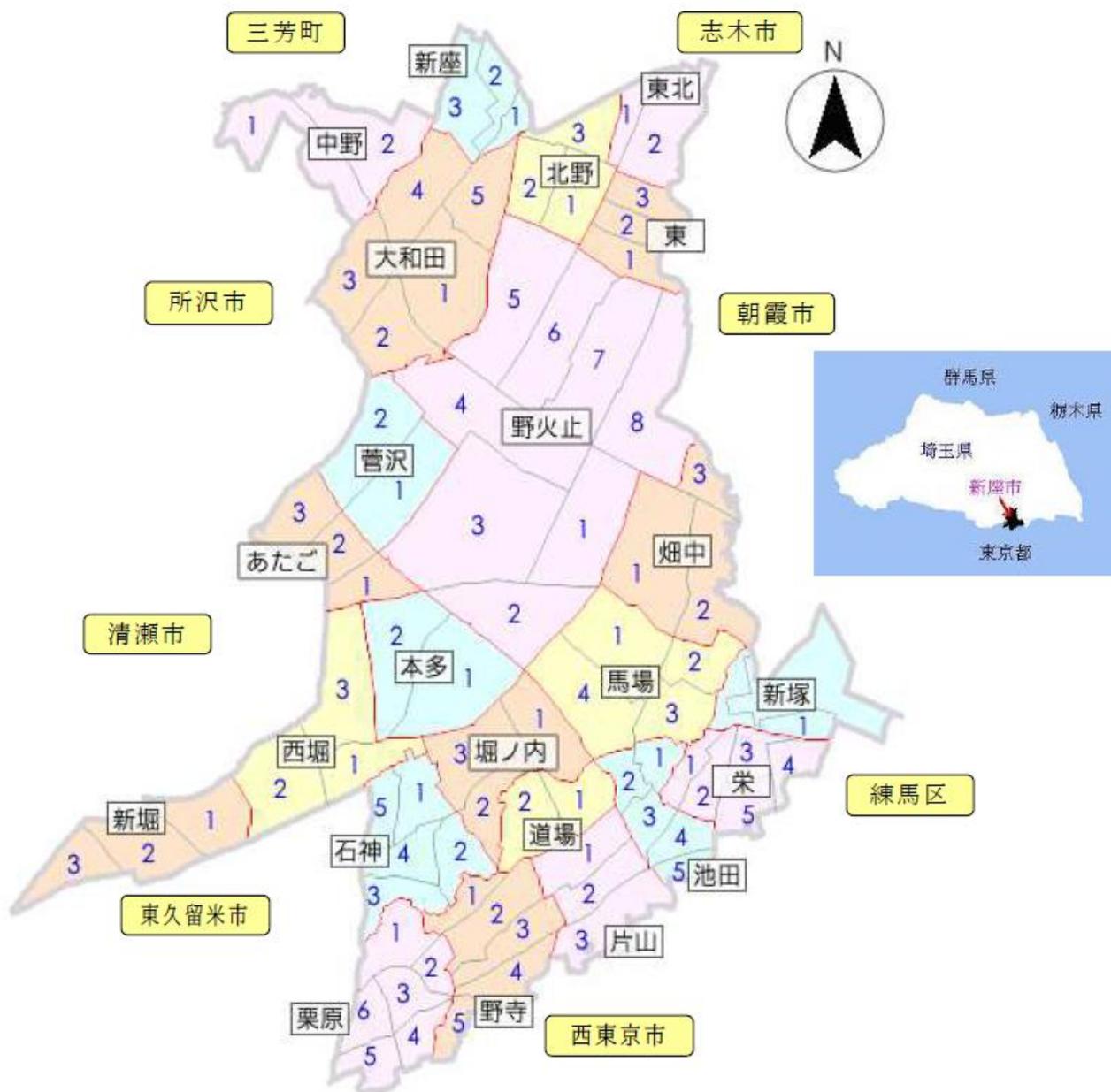
### 【1】 新座市の特性

新座市は、埼玉県の最南端に在り、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.8km<sup>2</sup>を有しています。

市の北部には柳瀬川、南部には黒目川に沿った低地があり、その両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

鉄道網は、JR武蔵野線が市の中央を東西に、東武東上線が北端を、また、西武池袋線が南端をそれぞれ通っており、県央や都心へも交通至便の地にあります。

そのため、高度経済成長期に、北の東武東上線志木駅や南の西武池袋線ひばりヶ丘駅、東久留米駅、清瀬駅などを中心に、首都近郊のベッドタウンとして、急速な宅地化が進みました。これにより、市街地が南北及び周辺部から形成されることとなり、逆に市中央部に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造となっています。

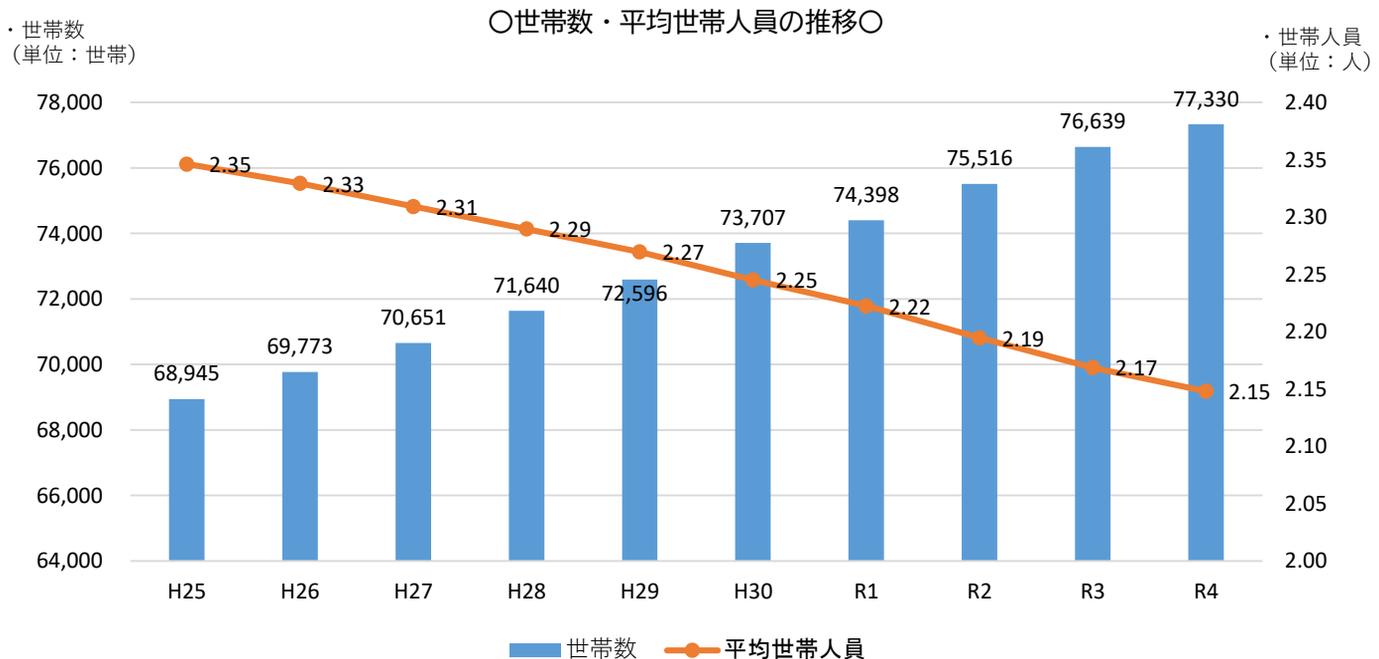
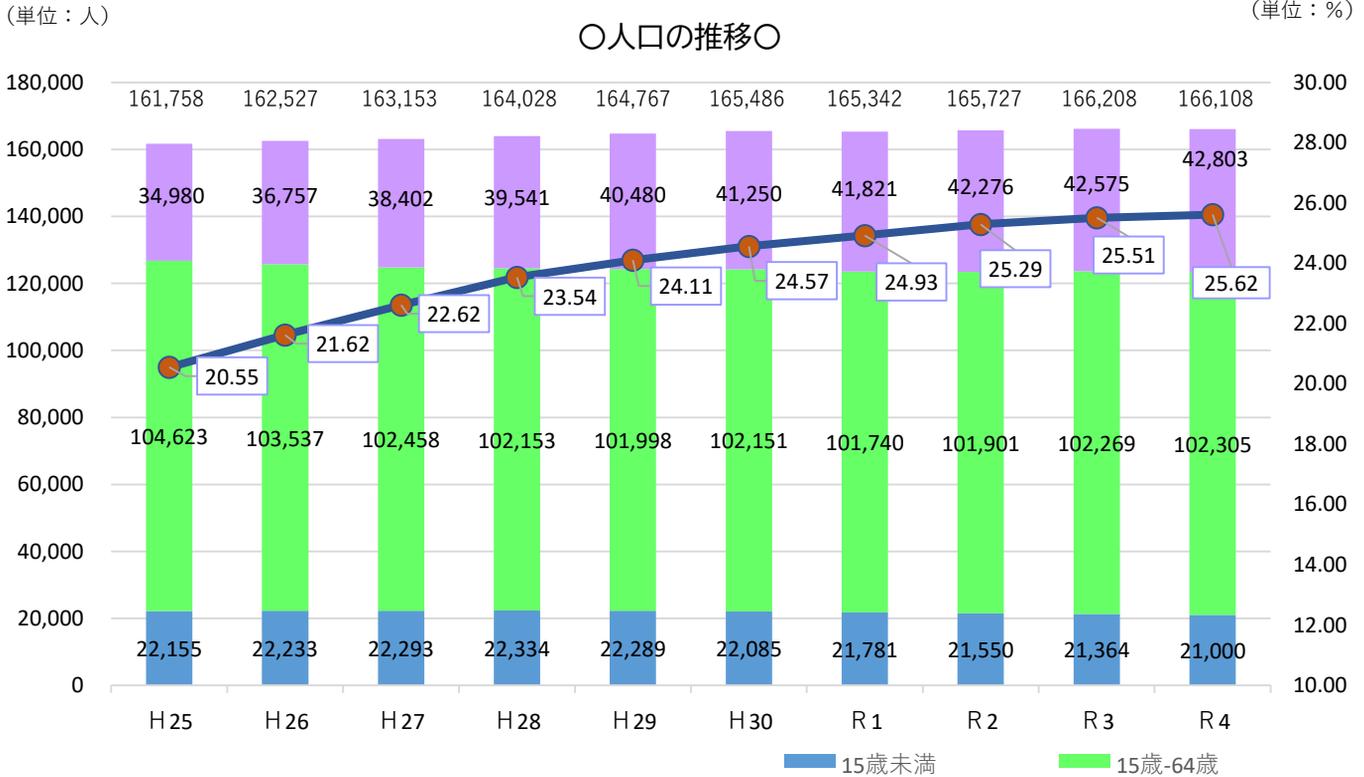


## 【2】 人口及び世帯の推移

新座市の人口は、令和4年1月1日現在166,108人です。

過去10年間の推移から内訳を確認すると、全国的な傾向と同様に少子高齢化の傾向が続いており、過去10年間で15歳未満（年少人口）は減少、15～64歳（生産人口）は10万2千人前後を推移、65歳以上（老年人口）は増加しています。そのため65歳以上の人口割合が約20%から25%へ増加しました。

また、世帯数は76,639世帯、一世帯人員は約2.17人です。過去の推移から世帯数は増加していますが、一世帯人員は減少しています。



## 【3】 産業の動向

新座市の事業所数及び従業員数は、平成28年では4,741か所、従業員数は49,715人です。過去4回の調査結果の平均値は事業所が4,944か所、従業員数は50,930人です。

産業別では、事業所数では卸売業・小売業が最も多く1,009か所、次いで建設業793か所となります。

また従業員数では、卸売業・小売業が9,442人と最も多く、次いで製造業7,185人となります。

## ○産業別事業所数及び従業員数○

年度	事務所数 (単位：箇所数)				従業員数 (単位：人)			
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
合計	5,206	4,860	4,967	4,741	51,475	50,322	52,206	49,715
第1次産業 事業所数	6	6	6	6	38	30	39	40
第2次産業 事業所数	1,579	1,420	1,404	1,304	15,061	14,171	13,032	11,460
第3次産業 事業所数	3,621	3,434	3,557	3,431	36,376	36,121	39,135	38,215

年度	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
農業、林業	6	6	6	6	38	30	39	40
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	936	842	847	793	5,401	4,506	4,683	4,275
製造業	643	578	557	511	9,660	9,665	8,349	7,185
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	—	—	—	—
情報通信業	50	40	52	38	421	289	372	292
運輸業、郵便業	192	191	186	195	8,298	6,951	7,163	7,162
卸売業、小売業	1,144	1,068	1,057	1,009	9,803	10,352	10,348	9,442
金融業、保険業	49	49	49	43	588	627	703	665
不動産業、物品賃貸業	353	344	342	314	1,284	1,372	1,389	1,084
学術研究、専門・技術サービス業	137	117	130	132	483	486	561	1,426
宿泊業、飲食サービス業	569	515	539	515	5,007	4,940	5,281	4,790
生活関連サービス業、娯楽業	429	410	418	405	2,702	2,282	2,448	2,276
教育、学習支援業	161	161	166	164	1,602	2,459	2,523	2,470
医療、福祉	273	299	372	383	3,727	4,119	5,852	6,106
複合サービス業	20	12	18	16	236	151	423	438
サービス業(他に分類されないもの)	243	228	228	217	2,225	2,093	2,072	2,064

資料：総務省統計局「経済センサス - 基礎調査結果」「経済センサス - 活動調査結果」

注) 平成21年及び平成26年については、経済センサス - 基礎調査結果の数値、  
平成24年及び平成28年については、経済センサス・活動調査結果の数値である。

## 【4】 市民・事業者の環境に関する意識調査

新座市では、環境に関する意識を把握するため、令和3年3月に本市に在住する市民及び市内事業者に、環境に関するアンケートを実施しました。

そのうち、廃棄物に関する質問が3項目あり、結果は8ページから10ページのとおりです。

### ○ 廃棄物に関するアンケート項目

- 1 家庭ごみ収集体制について：8ページ
- 2 家庭ごみの戸別収集について：9ページ
- 3 家庭ごみの有料化について：10ページ

### ○ 調査対象及び方法

	市民	事業者				
調査対象	市内に在住する 満18歳以上の男女（1,000人）	市内の事業者（100社）				
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及びWeb調査					
調査期間	令和3年3月14日（月）～3月27日（日）					
回収率	郵送	Web	合計	郵送	Web	合計
	28.9%	6.9%	35.8%	37.0%	3.0%	40.0%
	289人	69人	358人	37社	3社	40社

※出典：新座市環境基本計画



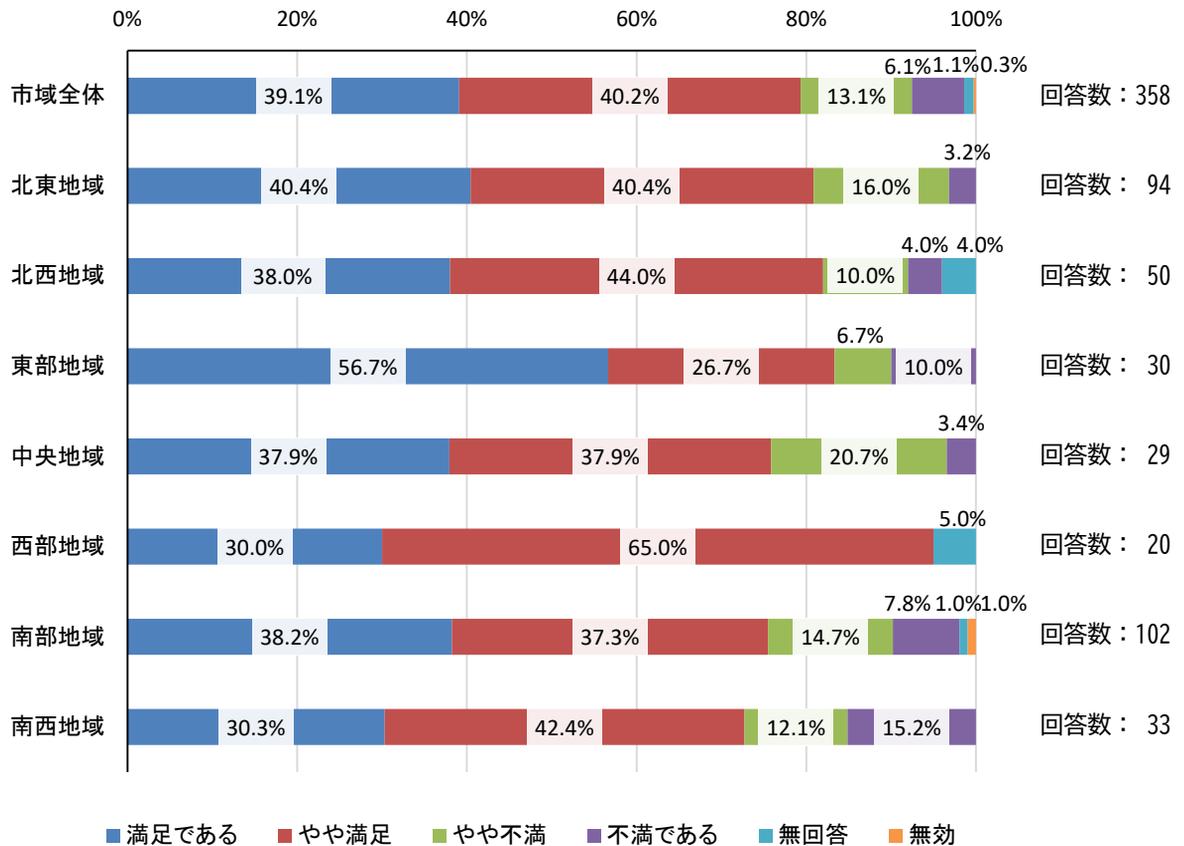
北東地域	東北一丁目・二丁目
	北野一丁目～三丁目
	東一丁目～三丁目
	野火止五丁目～八丁目
	畑中三丁目
北西地域	新座一丁目～三丁目
	中野一丁目・二丁目
	大和田一丁目～五丁目
中央地域	畑中一丁目・二丁目
	馬場一丁目～四丁目
	野火止一丁目・二丁目
西部地域	野火止三丁目
	野火止四丁目
	菅沢一丁目・二丁目
	あたご一丁目～三丁目

東部地域	新塚一丁目・新塚
	栄一丁目～五丁目
	池田一丁目～五丁目
南西地域	本多一丁目・二丁目
	西堀一丁目～三丁目
南部地域	新堀一丁目～三丁目
	堀ノ内一丁目～三丁目
	道場一丁目・二丁目
	片山一丁目～三丁目
	石神一丁目～五丁目
	野寺一丁目～五丁目
栗原一丁目～六丁目	

## 1 家庭ごみ収集体制について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。現在の家庭ごみ収集体制をどう感じていますか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみ収集体制の満足度



家庭ごみの収集体制の満足度は、「満足である」の割合が東部地域において56.7%と最も高く、「やや満足」までを含めると最も高い地域は西部地域で95.0%でした。

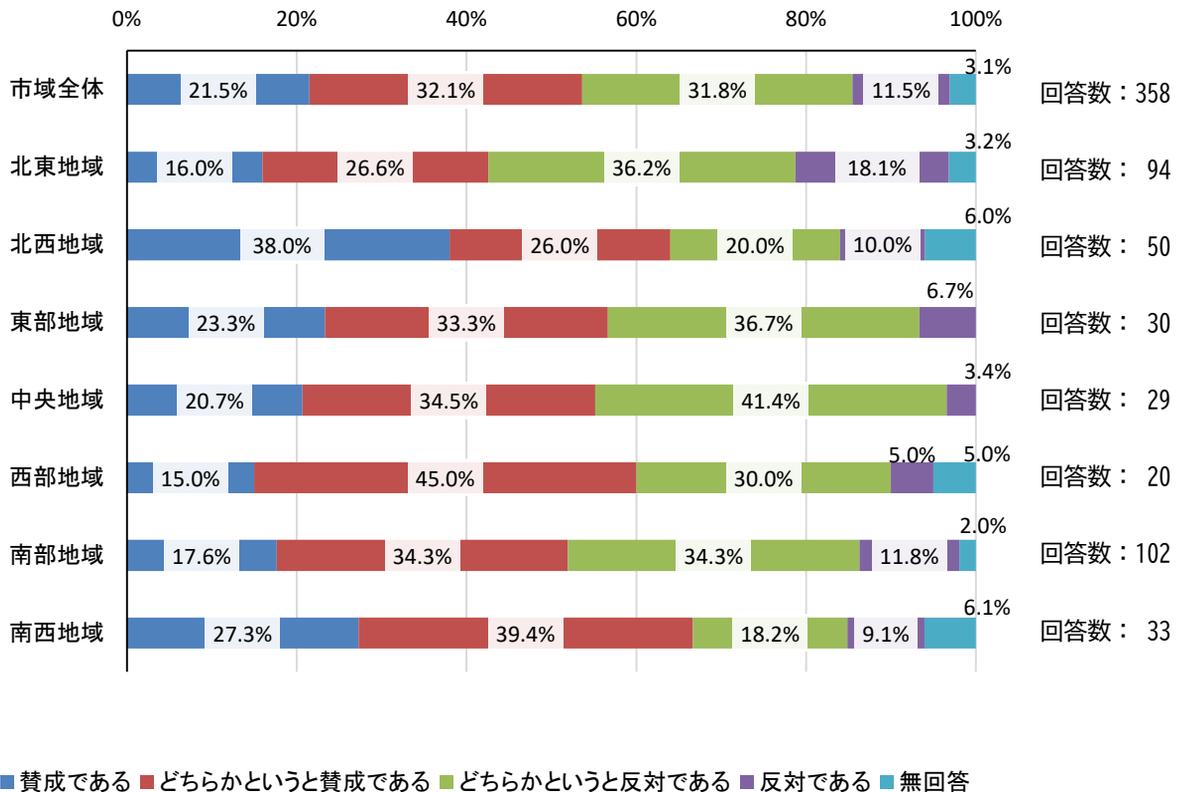
一方で、「やや不満」および「不満」の合計は南西地域が最も高く27.3%、次いで中央地域で24.1%、南部地域で22.5%でした。

※出典：新座市環境基本計画

## 2 家庭ごみの戸別収集について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。家庭ごみの「戸別収集」についてどのようにお考えですか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみの個別回収について

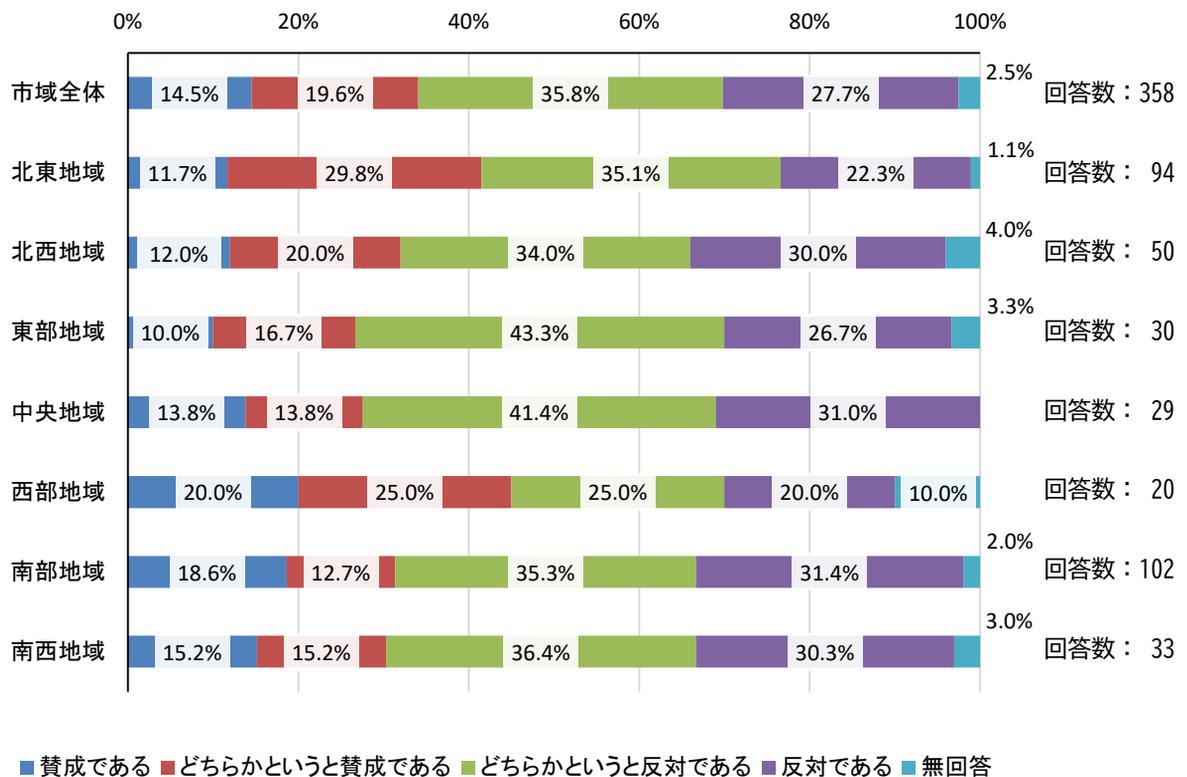


家庭ごみの戸別収集について、「賛成である」は北西地域において最も高く、「どちらかという賛成である」と合わせた割合はほぼ全地域で半数を超えています。一方で、北東地域では「どちらかという反対である」および「反対である」の合計が54.1%を占めており、また、「反対である」の割合も最も高く18.1%でした。

## 3 家庭ごみの有料化について

新座市が行う環境行政施策についてお伺いします。家庭ごみの発生・排出抑制及びごみ処理費用の負担の公平性の観点から「家庭ごみの有料化」が効果的であるといわれていますが、市民の皆様の理解と協力が必要となります。この家庭から出るごみの有料化についてどのようにお考えですか。あてはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

家庭ごみの有料化について



家庭ごみの有料化について、「賛成である」は西部地域において最も高く、「どちらかという賛成である」と合わせて45%でした。

一方で、「どちらかという反対である」および「反対である」の合計は、北西地域、東部地域、中央地域、南部地域、南西地域において60%以上であり、いずれの地域でも「賛成である」および「どちらかという賛成である」の合計を上回る又は同値（西部地域）となりました。

※出典：新座市環境基本計画